公共事業再評価調書

主管課：　道路建設課

1 事業概要

事業名：　一般県道　田名野甫線道路改築事業

事業種別：	一般県道改築事業	事業主体：	沖縄県	当初事業期間：	H6 ～ H15
事業箇所：	伊平屋村 島尻 ～野甫	根拠法令：	道路法	事業期間：	H6 ～ H17
総事業費(百万円)	5,750	費用内訳：	補助9/10	事業量：	L=4.24Km W=10.5m, 13m

（整備目的）

一般県道田名野甫線は、沖縄本島北部の伊平屋島と野甫島を結ぶ唯一の県道であり、生活道路となっている。
当該路線は、幅員狭小のうえに歩道が無いため、児童生徒の通学等交通安全上支障をきたしている。また、野甫大橋前後の区間については、道路護岸天端高が低く、波浪時の越波による通行止めが起こるため、住民生活に支障をきたしている。従って、当該路線の整備により、交通の安全性の向上を図り、安定した住民生活を確保するものである。

2 再評価該当項目

■ ① 事業着手から10年を経過　□ ② 事業着手から5年以内の工事未着手
□ ③ 再評価後一定期間(　年)を経過　□ ④ 事業の中止

3 再評価に至った主な要因

■① 用地取得等の困難　□ ② 調査・設計の困難　□ ③ 事業の拡大　□ ④ 予算の確保
□⑤手続き・法令の問題　□ ⑥ 他事業との関係　□ ⑦ 整備効果の問題　□ ⑧ 当初計画の長期
□ ⑨ その他 (　)

（具体的理由）

登記簿上の地権者が故人あるいは所在不明等で相続手続きが執られておらず相続関係人による法的相続手続きに期間を要している。

4 事業の進捗状況

(H15. 3時点)

項　目	事業進捗(百万円)	整　備 (km)	用地取得(千㎡)		
計　画	5,750	4.24	34.9		
実施済	5,025	2.44	32.8		
率	87%	58%	94%		

5 事業効果の評価指標

(基準年H15)
(検討年40年)
(単位:百万円)

① 走行時間短縮	18,090	① 事業費	5,750
② 走行経費低減	400	② 維持管理費	440
③ 交通事故減少	0		
総便益	18,490	総費用	6,190
基準年換算 (B)	8,386	基準年換算 (C)	6,590

費用便益比 (B／C) = 8386 ／ 6590 = 1.3

6 事業を巡る状況の変化

① 社会・経済：　10月の満月の夜には伊平屋村最大のイベントである"伊平屋ムーンライトマラソン"が開かれ島内外から1000名以上が出場する。当路線は、その大会のコースとして利用されている。

② 地元・自治体：　当路線の現道部分は、通学路であるにもかかわらず、幅員狭小で歩道が無いため、交通安全上支障をきたしている。そのため改良済区間においては、地元自治体に大変喜ばれており、早期完成が望まれている。

③ 利害関係者：　難航していた相続手続きに進展がみられるようになってきている。

7 事業の必要性や効率性

① 事業の必要性・緊急性・有効性など:

当該路線は、伊平屋島と野甫島を結ぶ唯一の路線であり、野甫島民の生活に密接に関わる重要なライフラインであることから、早期整備が望まれる。

② 事業の効率性(代替案等の可能性):

用地取得率94%、改良率58%であるが、野甫大橋を含む延長830mについて、平成15年度の完成を予定しており、それを含めると改良率77%となることから、現計画での推進を図ることが効率的である。

③ 事業効果の発現状況:

拡幅整備された区間において、円滑な自動車交通の安全性が確保され、また、歩道が整備されたことにより安全な通学路として効果を発現している。

8 今後の具体策・見通し

(打開策・改善策)

① 事業計画等：　用地取得を速やかに完了させ、予定通り事業期間内の供用を目指す。

② 対住民関係：　相続手続きが未了の土地については、地権者の相続手続きを支援していき、また、用地交渉が難航している地権者については、鋭意交渉を重ね、速やかな用地取得を目指す。

③ 執行体制等：　現体制で取り組んでいく。

9 評　価

■ ① 事業継続(現計画)　② 事業継続(見直し)　□ ③ 事業の中止